

議案第 5 5 号

専決処分した事件の承認について

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 3 1 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第4号

専決処分書

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市条例第18号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。